



## 第二回口頭弁論（政務調査費返還訴訟）傍聴

9月28日、第2回の審理が行われましたが、事前に傍聴する旨を伝えなかったため、審理する部屋が狭く今回は傍聴できませんでした。しかし、次回は傍聴可能な広い部屋で審理を行うとの裁判長の言葉で傍聴可能となります。

今回の審理に際して町側から第1準備書面が提出されました。その中で町は、「証拠書類」について必ずしも領収書でなくとも良く、議員が自分で記入した「支払証明書」にも一定の意義があると主張しています。

12月3日の第3回審理では、私達は領収書を含まない証拠書類は、公金の支出を証明する証拠書類となりえないこと、したがって領収書のない政務調査費の支出は支出そのものがあつたとは認められないこと、その結果、数多くの不適切な事例があることを主張していきます。